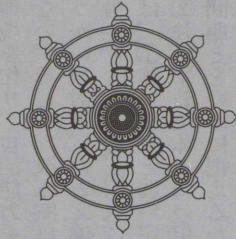


(加盟団体関係者の購読料については、負担金に含まれている。)



全 仏

仏暦2538年12月
(1995年)

NO. 414

宗教法人法改正問題特集号



11月10日、宗教法人法改正案を起立多数で可決した
衆院宗教法人特別委員会 (写真：共同通信社提供)

財団 法人 全日本仏教会

JAPAN BUDDHIST FEDERATION

宗教法人法改正案の逐条検討

本会顧問弁護士

長谷川正浩

今、国会で「宗教法人法」改正案の審議が進められている。この改正案に対しては、仏教界からも様々な見解が表明されているが、仮に原案通り可決された場合、特に一般寺院へはどんな影響があるのだろうか。本会顧問弁護士の長谷川正浩師に、改正案の逐条解説をお願いした。

検討にあたっての基本的な視点

改正の必要があるとするならば宗教（法人）を統制する方向ではなく、宗教法人に自浄自律のし易い環境を作り、自治能力を高める方向でなければならぬ。そして、改正案は憲法に違反していないかどうかの検討と、たとえ違反していても改正は妥当かどうかの判断を分けて行う必要がある。問題は、①強い国家と弱い宗教団体のレベルの問題と、②強い宗教団体と弱い信者や利害関係人のレベルの問題とをいかに把えるかにある。

特に②の問題を看過しては社会的批判に耐えられないことを忘れてはならない。この点において既成教団の包括 被包括関係の組織形態は極めて学ぶところが多いと考えられる。

第五条 所轄庁について

(現行)

現行法は、他の都道府県内にある宗教法人を包括する宗教法人についてのみ文部大臣の所轄とされ、その余は全て、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事の所轄とされている。

従って文部大臣が所轄するのは、第一に包括法人であること、第二にこれに包括される二つ以上

の被包括法人が二つ以上の都道府県に主たる事務所をもっていることの二つの要件を具備するものに限る。従って、二つ以上の都道府県にまたがって活動していても単位宗教法人である限りは都道府県知事の所轄であり、包括法人であっても被包括法人が一つの都道府県内にある限り都道府県知事の所轄である。

(改正案)

改正案は、他の都道府県内に境内建物を備える宗教法人及び当該宗教法人を包括する宗教法人の所轄庁を全て文部大臣とした。

第一に他の都道府県内に境内建物を備える宗教法人は単位宗教法人であろうが包括法人であろうが全て文部大臣の所轄となる。

第二に境内建物は一つの都道府県内にとどまっても二つ以上の都道府県に境内建物をもっている被包括法人を包括している包括法人は、文部大臣の所轄となる。

第三に他の都道府県内にある被包括法人を包括する包括法人は文部大臣の所轄となる。

右の第三は現行法どおりであるが、これに第一と第二が新たに文部大臣の所轄とされる。(審議会報告における改正の理由)

1、現行では所轄庁以外の都道府県で問題が生じた場合の対応等について、一都道府県知事では無理があり、宗教法人法上期待されている所轄庁の責任を果たしえない。

また、国と都道府県との役割分担からいってもこのように分けることが適当である。

2、他の公益法人では、事業が二以上の都道府県にまたがる場合には、主務大臣の所轄となっていることとの均衡を考えた。

3、現行宗教法人法は宗教法人の事務は本来国が行うことになっており、その一部を都道府県知事に委任しているものであることを考慮した。

4、所轄庁を区分する基準が、宗教活動の地域的、地域別の広狭に着目して定めることは理由が明白でわかりやすい。

5、一定の宗教法人について所轄庁を都道府県知事から文部大臣に改めることとしても、宗教法人法における所轄庁の宗教法人に対する権限の内容には全く変わりはないことから、信教の自由及び政教分離の原則に照らして問題は生じるとはしない。

6、所轄庁を決定する基準としては

①外形的にはっきりととらえられるものであること。

②宗教活動の内容にわたらないものであること。

③現行法令に規定する概念によること。

等を勘案して「境内建物」が基準とされた。

7、宗教団体の活動の範囲により所轄庁を決定することとしても、境内建物は宗教法人の活動を外形的、客観的にとらえられるものであり、宗教活動に干渉する余地は全くないことから、信教の自由及び政教分離の原則に照らして問題が生じることはないと考えられる。

8、宗教法人設立後は、所轄庁において境内建物の所在を確認する手段がないことからこれを把握す

る制度を設ける必要があり、これに基づき二五
の備付書類として境内建物に関する書類が付け
えられた。

(問題点)

- 1、過疎地寺院が都市部へ出張して、いわゆる都市開教を行う場合があるが、都市部に境内建物を備え
ると所轄は文部大臣となる。都市開教が成功して
過疎寺院から分離独立して法人格を備えたとその
都市の知事の所轄となる。このように一時的に文
部大臣の所轄となる場合が生じるが、これによりか
2、所轄を都道府県知事から文部大臣に移すことは
地方分権の思想に反することになるがこれでよいか。
3、所轄庁は自然人でいえば出生届を受けつける役
場の戸籍係、会社であれば設立登記をする法務局
と同じであるといえるかどうか。だから所轄は主
たる事務所の都道府県知事が原則だといえるかど
うか。
4、所轄を文部大臣に移すということは宗教活動を
含めた宗教法人の活動を積極的に管理監督する権
限を与えることにつながるかといえるかどうか。

第二五条 財産目録等の作成・備付けについて

(現行)

現行法上、作成・備付けが義務づけられている
のは財産目録のみであり、これを法人設立のとき
と(合併による設立を含む)、毎会計年度終了後
三月以内に、作成しなければならないとされている。

但し、貸借対照表、収支計算書を作成している
場合はこれらも備え付けておかなければならな
い。

(改正案)

収支計算書の作成、備付けと境内建物(財産目
録に記載されているものを除く)に関する書類の

備付けが義務付けられた。

但し、収支計算書については当分の間、公益事
業以外の事業を行わない場合であつて、その一
計年度の収入の額が寡少であり、文部大臣が宗教
法人審議会の意見をきいて定める額の範囲内であ
る法人は、当該年度の収支計算書を作成しないこ
とができる。

(審議会報告における改正の理由)

1、法二五条中、現在作成が任意である収支計算書
は、法人としての活動状況を示す最低限の書類で
あると考えられ、財産目録と同様に作成・備付け
を義務付けることが適当であると考えられる。
しかし、収入規模が一定額以下の宗教法人につ
いては、その実態に鑑み、直ちに収支計算書の作
成を義務付けることは困難であることから、これ
らの宗教法人で収益事業を行っていない宗教法人
については、当分の間、免除措置を設けることが
適当である。

なお、この規模の基準については、文部大臣が
宗教法人審議会の意見を聞いて定めることとする
のが適当であると考えられる。

2、また、貸借対照表については、法人の活動状況
を示す書類として、作成されることが望ましい
が、収入規模が一定額以下の宗教法人の負担軽減
を図るため、その作成を義務付けることはせず、
現行通り作成を任意としておくことが適当である。

なお、宗教法人による財務会計書類の作成を容
易にするため、宗教法人の拠るべき会計の基準を
設けることを検討していくことが望まれる。

3、第五条の改正に関連して境内建物は宗教法人の
活動を外形的、客観的にとらえるものであるか
ら、二以上の都道府県で宗教活動を行うかどうか
をこの境内建物が二以上の都道府県にあるかどう

かによって判断することとし、境内建物に関する
帳簿を新たに作成、備付け書類に加えたものであ
る。但し、財産目録に記載された境内建物は除か
れている。

(問題点)

1、収支計算書の作成を義務付けることは実態にあ
うか。

全ての宗教法人に義務付けることが困難である
として、どこで免除の線を引くか。年間収入額を
基準にするとしているが、いくらまでを免除する
のが適当か、そしてその根拠は何か。またこの区
別をすることは平等の原則に反しないかどうか。

2、境内建物は宗教活動と密接に結びついて存在す
るものであるから、その所在を把握するというこ
とは宗教活動そのものを把握するということにな
るといえるかどうか。

3、所轄を都道府県知事とするか文部大臣とするか
を決めるだけなら、主たる事務所の所在地以外の
都道府県に境内建物を設置した場合にこれを届け
るとするだけで足り、改めて境内建物に関する書
類を作成させ毎年報告させる必要はないのではな
いか。

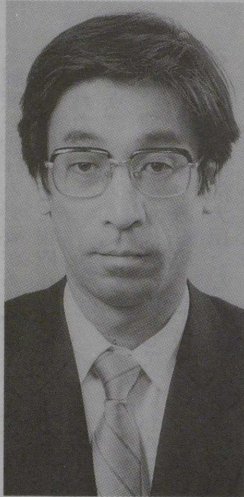
第二五条 財産目録等の閲覧について

(現行)

規定なし

(改正案)

宗教法人は、信者その他の利害関係人であつて
財産目録等の備付書類を閲覧することについて正
当な利益があると認められた者から閲覧を求めら
れた場合にはこれを認めなければならない。一
方、請求が不当な目的によることが明らかなき
等の場合には請求を拒むことができる。請求者に



長谷川正浩弁護士

正当な利益があつても不当な目的によることが明らかなきは閲覧を拒むことができる。信者その他の利害関係人であるかどうか、正当な利益があるかどうか、不当な目的によることが明らかかどうかは、最終的には裁判所の判断によることになろう。

(審議会報告における改正の理由)

- 1、宗教法人の宗教活動の自治に対しては、その在り方に介入すべきでないのは当然であるが、法律が関与する法人の財務会計等の管理運営の側面についてはより民主的運営や透明性を高めるべきであるという社会一般の論理を取り入れるべきであり、正当な利益があると認められる信者その他の利害関係人に、閲覧の請求を認めることにより、宗教法人の公共性に対応した公正な運営をより一層確保することが必要である。
- 2、財務会計等の管理運営に関して社会一般の論理を取り入れることによって、宗教法人の自治能力の向上が図られ、ひいては宗教活動に関する自治が一層守られることになると考えられる。
- 3、法二五条の書類は、宗教法人の財務会計等の管理運営に関する事項を客観的に記載したものであり、個々具体的な宗教活動の内容を示すものではないから、閲覧請求を認めることとしても、宗教法人の宗教活動が阻害されたり、その自治が侵害されることはないと考えられる。

- 4、信者その他の利害関係人は、宗教法人法で既に宗教法人に関する一定の事項について公告を受け、又は意見を述べることができることとされている。閲覧を請求できる者についても、宗教法人に何らの関係を有しない者まで含めるのは適当でなく、信者その他の利害関係人であつて、閲覧することについて正当な利益があると認められる者とするのが適当であると考えられる。

ただし、不当な目的をもって閲覧を請求するような場合は、閲覧を拒めることとすべきである。

(問題点)

- 1、「信者」であるかどうかはだれがどのようにして決めるのか。
- 2、「利害関係人」とはだれを指すか。
- 3、「正当な利益」とは何か。信者であれば正当な利益があるか。供養・布施をした者だけなのか。法人運営に参画できる者を指すのか。
- 4、帳簿等の閲覧請求権は本質的な紛争を解決する為の手段の権利として行使されるものであるが、本質的な紛争がない場合にも正当な利益が認められることがあるかどうか。
- 5、役員を選任・解散・合併・重要な財産の処分等につき議決を認められていない者に、閲覧の権利を認める必要があるかどうか。
- 6、「不当な目的」とは何か。

本質的な紛争を解決する為の手段として請求する

るとき以外は全て不当な目的と解しうるかどうか。

- 7、不当な目的によるものが「明らか」となるとはどのような場合か。不当な目的によることが予想されるだけでは足りないかどうか。
- 8、悪意の者が信者において、開示された書類をもとに宗教法人の経営内容に立ち入るようなことがあつたら困るといえるかどうか。
- 9、情報開示は社会一般の論理をとり入れた宗教法人の民主的な運営や自律性を確保し、その透明性を高め、公共性に対応する公正な運営を確保することになるといえるのかどうか。
- 10、民主的運営・自律性・透明性や、公正な運営は権力側が押しつける筋合いのものではないといえるかどうか。
- 11、財務会計等の管理運営に関する事項を客観的に記載したものを信者らに閲覧させても、宗教活動が阻害されたり、その自治が侵害されたりはしないといえるかどうか。
- 12、信者に開示するかどうかは、宗教法人の民主的な運営や自律性を確保し、その自治にまかせるべきで、この規定は宗教法人の自治に介入するといえるかどうか。従つて宗教的結社の自由や宗教団体の自主決定権を侵害するといえるかどうか。
- 13、信者に帳簿閲覧請求権があるかどうかについては積極・消極双方の東京高裁判決があり、積極に解した判決は現在最高裁で審理中である。

第二五条 所轄庁への備付け書類の提出について

(現行)

規定なし

(改正案)

宗教法人は毎会計年度終了後四月以内につきの書類の写しを所轄庁に提出しなければならない。

- ①、役員名簿
 - ②、財産目録及び収支計算書並びに貸借対照表を作成している場合には貸借対照表
 - ③、境内建物（財産目録に記載されているものを除く。）に関する書類
 - ④、宗教法人法第六条の規定による事業を行う場合には、その事業に関する書類
- （審議会報告における改正案の理由）
- 1、所轄庁が宗教法人の客観的な活動状況を定期的に把握することにより、宗教法人が宗教団体としての要件を備えていることの確認等、所轄庁が現行法上期待されている責任を適切に果たすことができ、宗教法人制度の適正な運用を図ることができると考えられる。
 - 2、作成、備付けを義務付けられている書類のうち一定のものについて、所轄庁へ提出を求めることによって、宗教法人側の適正、適切な事務処理についての自覚を促し、宗教法人法の基本である宗教法人の自治能力と管理運営の透明性の向上に資することになると考えられる。
 - 3、所轄庁において、前記の目的により、法二五条により備付け義務が課されている書類のうち必要最小限のものについて提出を受けることとしても、これらの書類は、宗教法人の財務会計等の管理運営に関する客観的な事項を記載したものであり、信教の自由を侵害するおそれにつながるものではないと考えられる。
 - 4、法二五条の書類の提出であれば、宗教法人法においてその作成、備付けが義務付けられる書類であり、法人側の事務負担も少なく済むと考えられる。
- （問題点）
- 1、宗教法人が宗教団体としての要件を備えている

- この確認等、所轄庁が現行法上期待されている責任を果たすためには、第七八条の二等の報告を求め質問する権限のみで十分ではないか。
- 2、全ての法人に報告する義務を課すと、事務が複雑になる割には所轄庁の体制不備とあいまって効果は極めて少ないのではないか。
- 3、宗教統制につながらないか。
- 報告の義務づけ、実態の把握ということと指導監督ということとは論理的に連関しているかどうか。
- 4、特に法人税法基本通達一五二一四（公益法人が収益事業を行っている場合の法人税の申告書に本来の業務の収支計算書等をも添付するよう要求している通達）に従来反対してきたこととの整合性をどのように考えるか。
- 5、税務当局がほとんど把握してしまっているのなら、あえて反対する理由もないのではないか。
- 税務当局に把握されることは宗教統制につながらなく、所轄庁に把握されることは統制につながるといふ理由はみい出せるか。
- 6、これらの書類を提出させることによって宗教法人が宗教団体としての要件を確認でき、宗教法人制度の適正な運用を図ることができるといえるかどうか。
- 7、数字の背景には人の行動・意思があり、人間のつながりというものが存在するから、報告をすれば宗教活動そのものが監視されることになるかといえるかどうか。
- 8、法人格を取得する以上書類の提出は止むを得ない、報告したくなかったら任意団体として活動すればよいといえるかどうか。
- 9、もともと備え付けているはずの書類を提出するのだから宗教法人側の事務負担も少ないといえるかどうか。

- 10、当分の間収支計算書の作成を免除される宗教法人と免除されない宗教法人とが生ずるが、このような区別を行うこと自体が問題があるといえるか。平等の原則に反しないかどうか。
- 11、提出書類は宗教法人の財務会計等の管理運営に関する客観的な事項を記載したものであるから、信教の自由を侵すおそれにはつながらないといえるかどうか。
- 12、所轄庁へ提出させることは宗教法人の民主的な運営や自律性を確保し、透明性を高めることにつながるかといえるかどうか。
- 13、民主的な運営や自律性を確保したり透明性を高めることは、権力側に押しつけられる筋合いではないといえるかどうか。

第七二条 宗教法人審議会委員について

（現行）

十人以上一五人以下

（改正案）

十人以上二〇人以下とする。

（審議会報告における改正の理由）

今日、宗教法人をめぐる情勢は多様化、複雑化してきており、宗務行政のより適正な執行を図る必要があることに加え、宗教法人制度の在り方に関する検討が求められていることから、宗教法人審議会の役割はますます重要になってきている。このような事態に適切に対処するため、宗教法人審議会については学識経験者等の委員を増員し総数の上限を二〇人程度とする必要があると考えられる。

（問題点）

委員は国民のいかなる層からどのようにして選択するのか。

第七八条の二項、七九条の四項、八〇条の五項 報告及び質問について

(現行)

規定なし

1、所轄庁は、宗教法人について、次の事由に該当する疑いがあると認めるとき並びに①により事業の停止を命じようとするとき及び②により認証の取消をしようとするときは、宗教法人に対し、業務等の管理運営状況に関する事項に関し報告を求め、又は職員に質問させることができる。

①、収益事業により得た収入を当該宗教法人等のために使用していないこと。

②、宗教法人が認証時において宗教団体としての要件を欠いていたこと。

③、②の場合のほか、宗教法人について法第八十条第一項に規定する解散請求事由があること。

2、右報告を求めたり質問するときは、所轄庁が文部大臣であるときはあらかじめ宗教法人審議会に、所轄庁が都道府県知事であるときはあらかじめ文部大臣を通じて宗教法人審議会に諮問して意見を聞かなければならない。この場合に、報告を求め又は質問をさせる事項、理由を示して宗教法人審議会の意見を聞かなければならない。

3、報告を求めたり質問をするときは、宗教法人の同意を得ることが必要である。

4、報告を求めたり質問するときには、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならない。

5、質問する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、宗教法人の代表役員、責任役員その他の関係者に提示しなければならない。

6、これらの権限は、犯罪捜査のために認められた

ものと解釈してはならない。

(審議会報告における改正の理由)

1、宗教法人法七十九条は所轄庁による収益事業の停止命令について、八〇条は所轄庁による認証の取消について、八一条は所轄庁等による解散命令の請求について規定しているが、これらの規定の事由に該当する疑いがある場合に、その事由の存否を確認する手段として、所轄庁に宗教法人審議会の意見を聞いた上で、宗教法人に対し報告を求め、質問する権限を付与することが適当であると考えられる。

2、宗教法人法七九条、八〇条、八一条は、宗教法人が宗教団体の実態を欠いている場合又はその運営に著しい問題がある場合に、これに対処するための一定の権限を所轄庁に与えている。

宗教法人法の適正な運用を確保するためには、所轄庁がこのような権限を適切かつ慎重に行使することが必要であるが、現行法上はこれらの規定の事由に該当する疑いがある場合であっても、所轄庁においてそれを確認する法的手段が規定されていない。

このため、所轄庁が現行法上期待されている役割と責任を適切に果たすことが難しくなっている。

3、宗教法人をめぐる環境が複雑化し、宗教法人の活動も極めて多様化、複雑化している今日においては、問題のある宗教法人について一定の事実を確認するためには、このような法的手段がなければ不十分であると考えられる。

4、所轄庁がこのような報告を求め質問を行う場合は、宗教法人法七九条、八〇条、八一条に定める事由が存在する疑いがあるという極めて限られた場合であり、報告を求め質問を行う対象となる事項も、それらの事由の存否の確認のために必要な

ものに限られなければならない。

また、所轄庁が報告を求め質問を行う場合には、宗教法人の宗教活動に干渉するようなことがあってはならない。

このため、所轄庁がそのような報告を求め質問を行う場合には、事前に宗教法人審議会に対し、その事項や理由を示してその意見を聞かなければならないこととして、所轄庁による権限行使について慎重を期することとすることが必要であると考えられる。

なお、この報告を求め質問することには、いわゆる立入検査を含むものではない。

5、このように極めて限定して報告を求め、質問を行う権限を所轄庁に付与することは、所轄庁が現行法上期待されている役割と責任を果たすために必要最小限の法的手段であり、信教の自由及び政教分離を侵害することにはならないと考えられる。

(問題点)

1、もともと調査をしないで権限行使するということは考えられないから、所轄庁はその権限行使のために調査できることは当然のことであり、その調査する権限のなかには宗教法人に対して質問もできると解する余地はなかったのかどうか。

2、質問する権限がないと、法律上期待される権限行使において責任を果たしえないといえるかどうか。

3、現行法でも任意の質問や調査は可能であり、過料の制裁を設けてまで質問権を明記することは問題があるといえないかどうか。

4、検察官や利害関係人にも解散命令の申請はできるし、裁判所は職権でも解散命令を出せるのであるから、所轄庁に質問権がなくても目的は達成できるといえるのかどうか。

- 5、認証取消の事由とは宗教団体でなかったものに對して誤って認証してしまった場合であるから、所轄庁が当初きちんと確認すれば足りることであるといえるのかどうか。
- 6、法令に違反して公共の福祉を害すると明らかに認められる場合には、検察官が解散の請求をすればよいし、宗教活動が行われていないとか、礼拝施設が失われているとか、代表役員が欠員となつていたりとかは、任意の調査でもわかることだから、報告・質問権を認める必要はないといえるのかどうか。
- 7、所轄庁に調査権を与えれば乱用される危険のあることは歴史の教えるところであるといえるかどうか。「調査したい。故に疑う。」とならないかどうか。
- 8、営利事業の停止命令は宗教法人令時代の多発事例に對処してできたもので、今では極めて例外的なものであるから、わざわざ報告・質問権を設立する必要はないといえるかどうか。
- 9、二五條四項で所轄庁に備付け書類の写しの提出義務を認めているのであるから、この質問権を認めなくても所轄庁は適切な権限行使に支障はないといえないかどうか。
- 10、宗教法人審議会に諮問する際、質問事項はどの程度具体的に提出すべきか。
- 11、宗教法人審議会の諮問事項とどの程度かけ離れたとき質問できないことになるのか。
- 12、具体的に質問できるかできないかは誰の判断によるのか。
- 13、宗教法人審議会に諮問された事項と異なつた質問には拒否できるかどうか。
できるかとするかこれに藉口して全て拒否されることにはならないかどうか。

- 14、調査権が質問権にかわつたが、その法律上の違いは何なのか。
- 15、質問権を行使できる場合の質問の範囲は広範で信教の自由を侵すおそれがあるといえるかどうか。
- 16、これらは突出した事態に限定されているといえるかどうか。
- 17、宗教法人審議会の了承を前提にしているから歯止めがかかっているといえるかどうか。
- 18、この報告・質問権は宗教団体系一八條にいう報告徴収権・調査権と同じで宗教法人を管理統制するものといえるかどうか。
- 19、「疑いがあるとき」というのは主観的で、客観的な判断基準とはならないといえるかどうか。だから恣意的な運用を招きかねないといえるかどうか。
- 20、宗教法人の側であらぬ疑いをかけられてはかわないから、それを避けるため活動を萎縮させてしまうということはないかどうか。
- 21、報告・質問権の対象は業務または事業の管理運営に関する事項であつて、いわゆる俗なる部分であるが、俗なる部分と聖なる部分は厳密に分けられないし、密接不可分だから、聖なる部分に国家が踏みこむことになるかといえるかどうか。
- 22、施設立入に對する同意権は、事実上行使することが困難であるかといえるかどうか。

第八八條 過料について

(現行)

左の書類及び帳簿等を作成しなかつたり、備えていないか、たり又は不実の記載をしたときは、宗教法人の代表役員、その代務者、仮代表役員又は清算人は一万円以下の過料に処する。

①、規則及び認証書

- ②、役員名簿
 - ③、財産目録及び貸借対照表又は収支計算書を作成している場合はこれらの書類
 - ④、責任役員その他規則で定める機関の議事に関する書類及び事務処理簿
 - ⑤、公益事業以外の事業を行う場合にはその事業に関する書類
- (改正案)
- 左の場合が新たに過料の対象となつた。
- ①、収支計算書が必要な備付け書類となり、これら不作成、不備付け、不実記載
 - ②、境内建物(財産目録に記載されているものを除く)に関する書類の不作成、不備付け及び不実記載
 - ③、所轄庁に對し、備付け書類の提出(二五條四項)を怠つたとき
 - ④、七八條の二項等により報告を求められたり、質問されたとき、その報告をせず著しく虚偽の答弁をしたとき
- (審議会報告における改正の理由)
- 特に記載はない。
- (問題点)
- 1、信者等利害関係人に対する備付け書類の閲覧請求を拒否したときは過料の対象となっていないがこれでよいか。
 - 2、過料とは金銭罰の一種であるが、刑罰としての罰金・科料と区別される。その性質はまちまちであるが、ここでいう過料は秩序罰としての過料で、法律上の秩序を維持するため、法令違反者に對し、制裁として課される行政罰の一種。その手続は非訟事件手続法(二〇六條乃至二〇八條の二)に定められている。

日伯修好百周年 記念仏教講演会

さる十一月四日から十四日にかけて、ブラジルのサンパウロ市において、日伯修好百周年記念「日伯仏教講演会とシンポジウム」が、ブラジル仏教連合会と、日本ブラジル修好百周年記念事業サンパウロ日系協力委員会により開催された。

本会からは松濤弘道国際委員会委員長が渡伯し、中村康隆会長のメッセージを伝達し、「ブラジル国の進歩と調和に寄与する仏教」とのテーマで一時間半にわたり講演を行った。

日韓仏教文化交流大会

さる十月三十日から十一月二日にかけて、大韓民国慶州において、第十六回日韓仏教文化交流大会が「世界宗教の葛藤と平和と努力」とのテーマで開催され、本会からは中村康隆会長と吉橋勝寛国際文化部長が参加した。

事務局録事

十一月一日

一〜二日 第十五回同和研修会

四日 岐阜県仏教会栄叡大師法要参列

六日 局内会議

七日 「日宗連」理事会
八日 「同宗連」研修会出席
十七日 局内会議

二十日 全日本仏教婦人連盟大会出席

二十一日 大阪府仏教徒大会出席

二十一〜二十五日 WFB執行委員会出席

二十四日 法律相談室

二十八日 同和委員会

哀 悼

坂本 光聡師

十月二十二日、六十八歳で死去

真言三寶宗管長

1996年版 全仏手帳

三帰依文、四弘誓願、宗門聖日、加盟団体住所録などを収録 9×14cmのポケットサイズ

定価 **700円** 残部 僅少

お申し込みは…
本会 全仏手帳係

中村康隆会長 ご染筆



扇子
箱入 2,000円

お申し込みは…
本会財務部 扇子係